また、明和九年の「蔵入方に付而之書付」には

……諸給人、幷寺社家郷村罷在、何角申者有之候而ハ、風俗悪敷、給人として惣百姓之〆ニも不相成、村並之支相成事候間……

とあり、さらに同年の「郡方に付而之書付」にも

……郷村罷在給人、扨又、寺社家等何角六ケ敷申、庄屋之手当相滞候通相聞候条……

として百姓身分以外で村に住んでいる武士や社寺の統制が庄屋の手に負えなくなっている実情をのべ、代官による取り締まりを行うようにいっている。

当時在村していた武士や被官たちの家は、明治以後も農家として存続しているものも多いが、立野村、実久村の場合は何故か少ない。廃藩置県から佐賀の乱、そして秩禄処分といった変動期に離村したと考えられるが、それを跡付ける史料はみあたらなかった。

注

(1) 多久家文書『佐賀県史料集成』(第十巻)
(2) 右　同(第八巻)
(3) 「竈帳仕立ニ付而御仕組ら被相達候書付写」
(4) 古川家文書(東与賀町字中飯盛　古川家所蔵)

参考文献 『佐賀県史』(中巻)　『佐賀市史』(第二巻)　『川副町史』

三　与賀の生活

(一)　農業と農民のくらし

1　農民の負担

幕藩体制をささえるものは貢租負担者の農民であった。

〝百姓は天下の根本也。是を治むるに法あり。先づ一人一人の田地の境目をよくたて、さて一年の入用作食をつもらせ、其余を年貢に収むべし。百姓は財の余らぬやうに、不足なきやうに、治むること道なり。毎年立毛(刈り取り前の稲の出来具合＝検見法)の上を以て納むること、古の聖人の法なり。〟(『本佐録』)

といわれた。また

〝百姓は飢寒に困窮せぬ程に養うべし。豊なるに過れば農事をいとい、業を易る者多し。困窮すれば離散す。東照宮上意に郷村の百姓どもは死なぬように、生きぬように合点いたし、収納申付くるように……〟(『昇平夜話』)

などは、幕藩時代の為政者の農民に対する考えをよくあらわしている。

佐賀藩では百姓一揆のような、領主や代官の苛斂誅求や不当な支配に対する領民の反抗は殆ど起きなかったが、

そのことは佐賀藩の農民の負担が軽かったとか、くらしがゆたかであったからではなく、藩権力による農民統制が巧妙で徹底していたことによると考えられるだろう。

藩政初期の史料(1)、あるいは『鳥ノ子帳』には「走り者（出奔者）」の探索や取り締まりに関する記事がみえるが、寛永十九年（一六四二）以来の飢饉による農村の荒廃は、島原の乱後の復興策としての移民政策に便乗した合法的な移住を促進したほか、走り者の多発をもたらした。鍋島勝茂が多久美作（茂辰）にあてた書状(2)には

一、領中百姓余多嶋原へ走り候様子申越…（中略）百姓共へ借銀等申付候、其上ニも迷惑ニ及び候者ニハ、飯米など取セ、先様走リ候ハぬ様ニ心遣申さるべき儀尤に候

一、旧冬、川副大田村百姓男女三拾人程、嶋原へ内通候て走リ候ハんと仕候処（中略）、頭人親子両人、又被官両人成敗申付（後略）

とあるように、走り者防止のために資金を貸付けたり飯米を支給し、また、走り者の首謀者を処刑して逃散を防止しようとしている。

正保元年（一六四四）、当役であった多久茂辰が勝茂の藩政に関する諮問に答えて、農政については

右、百姓当リハ、他家よりもやハらかに御座候、但、世間時代ニつれ、昔よりハ百姓当リ強ク御座有るべく候、殊外零落致候などと申拵事も御座有るべく候へ共、夫ハ昔ニくらべ候てノ儀ニ候、当世諸国の百姓ニくらべ候へば、衣・食・家居何も増申候、其上、未進など過分にこれ有り百姓も、其儘家ヲたをさず召置かれ候儀、百姓当り之やハらかなる証拠ニて御座候、但、仰付け御油断なされ候ハば、他国並ニ罷り成るべき哉ノ事

と、すなわち、農民統制が以前に比べて厳しくなり、そのため零落する百姓が多くなったこと、ただし、他藩に比

して衣食住が増し、年貢未納の百姓が多いが、倒竈になるに至らず存続していることなどである。このことは巧妙な農民統制を物語っているものであろう(3)。

寛永十九年六月六日付の『勝茂覚書』には、代官・給人や、庄屋・散使・別当などの村役人が百姓に対し不法な行為をなす場合、百姓の直訴を認めて農民保護の手だてを講じている。また、「蔵入方（定）」（『鳥ノ子帳』）に

一、百姓重科之外ハ多分過代然るべき事

とあり、百姓の処罰には重罪のほかは罰金刑でのぞむ方針を打ち出している。これは、そのほうが入牢や流罪などよりも、労働力の確保と土地への緊縛によって、農民経営数の維持をねらったものとみられる。

一、国家（藩）連続の儀、専ら百姓農業の営第一の儀に候（以下略）

とは、明和九年（一七七二）『治茂公御改正御書附』にある「郷村一通」の書き始めの文である。国家＝藩の財政的基礎が米納年貢であるからには、年貢納入者の百姓を農業＝土地に縛りつけて、徹底した支配を行うことが必要であったわけである。

ところで、佐賀藩の年貢率は公（おおやけ）には三分の二または六ツと称されているが実態は複雑である。例えば『慶長年中肥前国絵図』による石高と物成（本年貢）の比は、全体的には六六％で三分の二となるが地域的な差異があり、城下に近い佐賀郡では七六％と最も大きい。

年貢のかけ方は、全国的にみて一般には「定免（じょうめん）制」といい、検地を行い、その地味によって石盛（反当収量）を定め、各人の所有する田畑・屋敷地等に応じて各人の石高が一筆ごとに定められ、これを村ごとに集計して村高を定め、それに一定の年貢率（定免）をかけて村ごとの本年貢（本途物成）を定めるしくみであった。

しかし佐賀藩では独特の地米制度があって一般とは異なっていた。地米というのは、いいかえれば物成高（本年貢高）と同じであるが、検地による石盛りをすることなく、いきなり定額の物成高で表わすのである。村高や家臣の知行高も地米であらわすが、地米を徴収する武士の側からは物成ということになる。

延享三年（一七四六）、幕府巡見使への応答を報告した庄屋の口上書に

一、地方の儀は年々免にて候哉、又は定免にて候哉と相尋ねられ候に付、兼々、成り相定り居り候に付、年々免と有る儀御座なく候、其内少分にても不出来の節は役筋申し入れ、検者申し請け、様を取り、有米の三ヶ二上納仕り、三ヶ一は百姓受用仕り候由御答申し候事

といっている。かねて地米高が定められ、その点では定免のようだが、不作の年には検見により収穫の三分の二を上納するわけだから地米高よりは減免されることになる。

地米高が検地による草高（生産見積高）の三分の二を建前としていたら、百姓にとっては定免制と同じであり、藩や知行主にとっては実収入を意味するものとして便利だったのかも知れない。しかし、地米高は年貢納入予定高であって、実際の年貢納入は地米高を最高限度額とし、作況によっては落米（免除米）が認められているので、満作の年には地米高どおりの収入があり、不作の年は減免により地米高を下回る収入となる。例えば、宝暦元年（一七五一）の藩全体の蔵入地では

地米　十四万三百七十六石六斗一升六合
春落米　一万五千百六十二石余（地米の一〇・八％）
秋落米　一万九千二百六石　（地米の一三・七％）

となっており、その他にも種々の名目で免除されたものが八・七％、それを加えると地米の三三・一％が免除され、実際の納入高は

九万三千八百二十六石四升一合

であった。年貢は村ごとに割り当てられ、落米も村ごとに定められた。そこで

一、落米の儀　村中滞りなき様支配仕つるべく候。自然依怙贔屓これありて私の儀仕候ハヽ、即ち生害申付くべく候。落米員数小百姓迄存ぜず候はば、後日出入り（紛争）これある事候条、蔵入頭人より検者を以て村々小百姓共相究べく候、其心得申すべき事(4)

として、割り当てが不公平にならぬように努めた。それでも〝秋落〟が検見の結果きめられるものであれば、検見の役人への饗応や賄賂が行われることになりがちで

一、代官・下代・大小検者、或は庄屋・百姓より振廻を請け、或は何色によらず山分の物ニても音信（贈物）を請け候儀堅く停止、若し猥之儀顕然においては、成敗申付候条、前を以て其心得仕るべき事(5)

と、これを禁じているが、実際には

一、諸役者（役人）郷内罷越候節、食用、偖又、馳走をもいたし、左候て貫物（郷村の運営費として百姓に割り当て庄屋が徴収する米や金銀）ニ仕候様相聞候(6)

という実情であったようである。

東与賀町域とその周辺の地米は表8に示すとおりである。すなわち、東与賀町域の地米の合計は

六千二百六十石八斗七升一合

であるが、落米を差引くとその七二・六%が年貢米となるが、更に作況によっては秋落が認められることになるのである。

藩の農民が負担する租税には、この本年貢（本途物成）のほかに、年貢高に応じてかけられる高懸物（付加税）と雑税としての小物成があった。

高懸物（高掛物）は四口五反といわれる四部口米と五部反米とがあった。四部口米は本年貢一石につき四升（四%）を納め、三部半（三・五%）が蔵入方の収入であり、半（〇・五%）は代官役料となった(7)。

反米（夫料反米）は、夫役（労役）のかわりに米を代納することから始まり、蔵入地の百姓は一石につき五升（五%）を納め、配分地の百姓は三%を本藩へ、二%を知行主へ納入した。四部口米と五部反米とを合わせると九%の付加税となるが、のちには更に夫米が新しく一五部も賦課され、これを合計すると年貢高の二四%が付加税となる。

もうひとつの小物成は、元来土地への賦課でなく土地（あるいは山野河海）の用益または産物を対象とする雑税であるが、佐賀藩では当り物とも称していたようである。寛政元年（一七八九）の『御含書』には

一、……他邦にて小物成と申候を当所にては当り物と申し候。普請等の節、藁、菰、組縄杯相応〳〵に相納め候

（以下略）

とあり、実際にはもっと幅広く、特産物などのほか種々の雑税が加えられた。

これらの反米や小物成は、蔵入地のみならず配分地の農民にも本藩から賦課され、藩主直属の懸硯方の収入となっていた。

農民の負担はこのほかに郷村貫米がある。郷・村の自治的運営費に徴収されるもので、大庄屋貫物（郷）と小庄屋貫物（村）の二通りが割当てられた。明和九年の「郷村貫物之儀ニ付、蔵方頭人え相渡候書付」のなかに

一、村〻自分ニ筆者其外之料米として貫物仕之由（以下略）

一、代官其外郷懸之諸役者え、恒例進物幷不時ニも音物等いたし、貫物ニ仕候体之儀弥以て仕間敷候（以下略）

などとあり、村々の筆者給米はやむをえないが、村役人の酒食費とか藩の役人への饗応費などあって、これがかなり大きな負担となり小前百姓（平百姓）の不満の種ともなった。藩でも百姓の没落は貫物の増加にも原因があるとしてたびたびその節減を命じ、またその徴収高の報告と公開を庄屋に命じている。

表8　『天保9年御蔵入地米郷村附』より

与賀下郷のうち（東与賀町域）	地　米(A)	年々否	成定春落	残　高　(B)	備考 B/A
	石斗升合	石斗升合	石斗升合	石斗升合	(%)
立野村	581,588	36,250	96,776	488,562	77.1
実久村	747,564	29,510	156,392	561,662	75.1
下古賀村	1,042,188	70,279	194,392	777,517	74.6
田中村	975,916	46,229	250,887	678,800	69.6
中飯盛村	782,691	69,409	224,567	488,715	62.4
下飯盛村	714,567	25,419	211,992	477,156	66.8
住吉村	715,386	43,086	116,703	555,597	77.8
大野村	700,971	58,531	83,755	558,685	.79.7
（小計）	6,260,871	378,713	1,335,464	4,546,694	72.6
与賀下郷計	8,109,835	608,258	1,710,807	5,790,770	71.4
与賀上郷計	5,526,833	344,510	1,656,173	3,526,150	63.8
本庄東分・西分	1,322,221	75,232	164,744	1,082,245	81.9
川副下郷	11,714,685	695,921.3	1,647,542	9,371,221.7	80.0

注　1．年々否と成定春落はともに固定的な免除分で、残高が年貢。
　　2．川副下郷は他に配分地（坂井村、鹿江村）の地米957石がある。

なお、このほかに潮土居・川土居・道路・井樋の修築・架橋などの労役（夫役）があり、また臨時にではあったが財政難を理由に人頭税である人別銀や献金、献米を課されることがあり生活は苦しかった。

農民にとって実際の負担が、出来立米（実際の収穫高）に対してどの位の比率であったについては、明治二年から四年までの三年間（廃藩置県の直前）の出来立米とそれに対する租米と作徳米を計算した調書[8]によれば、年貢米は出来立米の四三・五％であり、貢米に対し四部口米と五部反米、一五％の夫米、四％の貫米を加えて、全部では出来立米に対し五五・七％に当たっている。当時佐賀藩での百姓の税率はおよそ六公四民であったといわれ、これが課税の限度だったのであろう。

2　農業経営と荒使子・下作人

藩政期における東与賀町域の耕地面積・戸数・人口などに関する史料は乏しく、当時の生活の様子を具体的に知ることは困難である。そこで、若干の史料と藩全体や川副下郷など近辺の史料によって類推してみることにした。

まず、明治初期の「郷村区別帳」によると東与賀町域の反別は六二八町三反余である。時代が少し溯るが、天保九年の地米高は六二六〇石余である。地米と反別との算定年がずれてはいるが、一反当たり地米高は約一石である。

郷村区別帳には十四・十五大区（東与賀・西与賀・本庄・鍋島・多布施村・八戸町などが含まれる）を合わせた貢米（年貢・地米と同じ）が二万一四八九石余、反別は二九七七町余となっていて、反当たり貢米は〇・七二

一石である。

さらに、弘化元年（一八四四）の「御領内石高積目安」によると、

反当収量　　一・九七石

反当たり地米高　〇・七三石（蔵入地平均）

年貢率（蔵入地）　三七・四％

となっている。

もし、東与賀町域の反当たり地米高を一石とし、四ッ成（年貢率四〇％）だとすれば反当収量の見積りは二・五石となり、六ッ成（年貢率六〇％＝六公四民）とすれば約一・七石となる。

川副下郷の西古賀村では、寛政元年（一七八九）の「巡見録」に、「上作の節、壱反に七俵程」とあり、当時の一俵は三斗二升入りだったので二・二四石となる。また、安政四年（一八五七）の「佐賀郡川副東郷・下郷諸目安」によれば、米の反収は東郷で二・二六石、下郷で二・一六石となっている[9]。

つぎに、一戸当たりの平均耕作面積は、前記川副郷の諸目安からは、九・五反、寛政十一年（一七九九）の「本庄郷東分村田方帳」からは六・一反余となり、地域によってかなり差がある。東与賀町域の場合、明治初期になるが約八・五反（表9参照）である。

農業経営の規模が一町歩前後になると、家族労働だけでは過重となり、耕作馬が必要となったが、作馬の飼育は二町歩に一頭ぐらいが適正な規模だったとみえ、それ以下の経営規模の農家は共同飼育の「舫い馬」によって耕作し、あるいは「馬使い」といわれる雇傭労働者を雇い、また、苗も舫い苗代を利用することも多かった。左

の史料は舶い馬の共同購入の資金貸付けを藩に願い出たものである。

乍恐奉願口上覚　（古川家文書）

与賀下郷中飯盛村

金弐両　作懸田数壱町三段　藤蔵

〃　九段八畝　梅右衛門

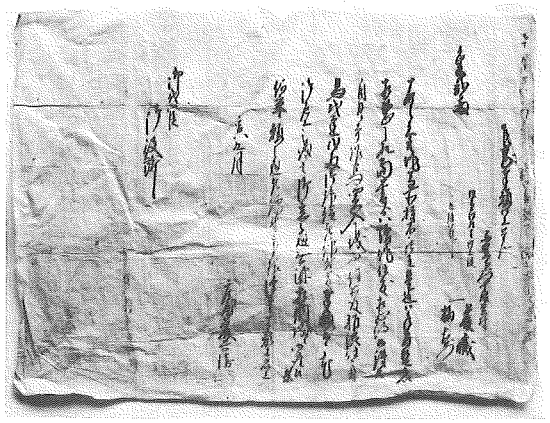

「古川家文書」

右之者共、作馬所持不罷在、是迄ハ手間替を以相整候処、當暮ゟハ増作仕度相心得候得共、自力ニ而作馬買入候儀、不任所存、難渋仕候ニ付、馬代金弐両御拝借被仰付度奉願上候、尤、御返上之儀者、御定之通無疎相納儀ニ御座候上、何卒願之通被仰付被下候様、深重奉願上候以上

寅九月　庄屋　藤兵衛

御代官

御役所

表9　東与賀町域の地米と反別

現在の大字域	天保9（1838）年御蔵入地米 Ⓐ	明治6（1873）年郷村区別帳の反別 Ⓑ	明治11年戸数 Ⓒ	1反当たり地米 Ⓐ/Ⓑ	一戸当たり反別 Ⓑ/Ⓒ
	石	町反畝 歩	戸	石	反
下古賀村	2,371.340	238.2211半	340	0.995	7.0
田中村	1,691.302	179.4829半	173	0.942	10.4
飯盛村	2,198.229	211.6023半	229	1.039	9.2
計	6,260.871	629.3204半	742	0.996	8.5

右十月廿八日御代官承届、再興金之内ゟ弐両相整候也

ところで、近世（藩政時代）初期の農業経営は有力な農民によって作子（つくりご）とか荒使子（あらしこ）とか呼ばれた譜代奉公人（有力農民に身分的にも隷属している作男や作女）を使役して手作（てづくり）地農業が行われていた。

しかし十八世紀にはいると、貨幣経済の浸透によって、農村生活にも著しい変化がおこり、自給自足の農業経営は労働力の面からもくずれてきた。しかも、享保の大飢饉（一七三二年）によって餓死者三万人、それと同時に疫病の流行などによって、享保十六年（一七三一）には三七万余人だった佐賀藩領内の人口が、享保十九年には二九万余人に減少するにいたった。このときに農家に古くから所属していた荒使子などの奉公人は大凶作による食糧難から暇を出され、乞食（こじき）となり餓死する者も多かった[10]。八万人（藩全人口の約四分の一）にも及ぶ大幅な人口減による農業労働力の減少と、さらに飢饉などの際にも生活の面倒をみなければならない作子・荒使子などの譜代奉公人は減少し、一定の給銀（または給米）を支払って雇い入れる年季奉公人が多くなっていった。作子や荒使子などの名称は残っているが、その性格は変化したようである。

労働力の不足は賃銀の高騰をもたらし、有力農民の手作地経営を圧迫し、ひいては年貢納入にも支障をきたすことになるため、藩では作子や荒使子の給米を押えて、手作地経営を保護し、封建体制の維持をはかった。明和九年（一七七二）九月、八代藩主治茂は、「代官勤方付而之書附」の中で

一、荒（あらし）子共恩銀過分に受用致す由ニ付て、以前定めの通り、籾六石（米三石）を上ニ〆、其下は勝手次第ニ仕（つかまつ）り候様申付べく候、（以下略）

と、荒使子の恩銀（年間給米）を籾六石以下に抑えるよう代官が指導することを指示している。（当時米一石はほ

ぼ金一両、銀六〇～七〇匁に相当した。）

幕末の十九世紀半ばに、与賀下郷丸目村（現佐賀市西与賀町）の農家へ東与賀町域から荒使子として年季奉公をしていたことを示す史料[10]が残っているが、その一つに、

請状覚

我ゝ一類、与賀下郷田中村罷在文蔵申者、兼而無疎者付、當酉十二月より向戌十二月十三日まで丸壱ヶ年、恩金六両ゝ〆御定置申候、尤、副借として正金三両壱分米壱俵右身代金と〆慥ニ受取申候、実正其紛無御座候、右ニ付は

御公私御法度之儀者不及申、萬端御年行司御掟之趣、堅可相守、勿論、親方ゟ之御申付、少も不相背、夜白不限、勤

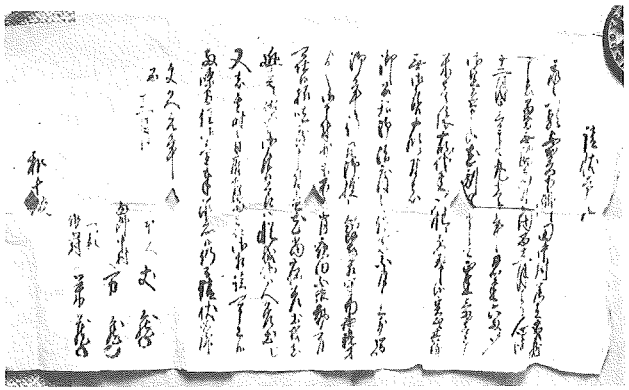

「請状覚　文久元年」城島家史料

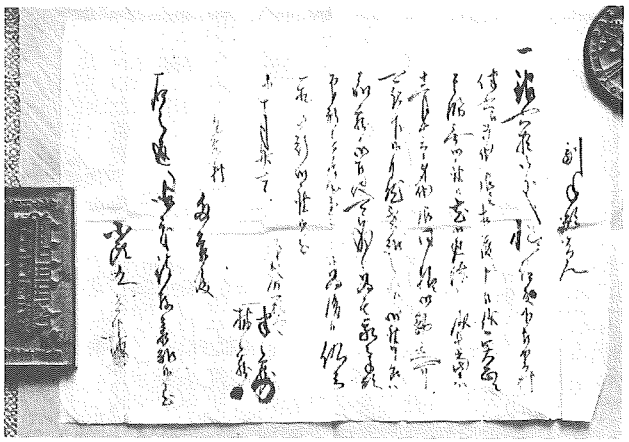

「副手形覚」城島家史料

方可仕候様、吃度申付置、尤、當病差出、或者、逃走り儀も御座候節ハ、慥成代人差出し、又者、其時ゝ日雇相場を以、御相談可申上候、両條間、任御望、奉承知候、仍而請状如件

文久元年
酉
十二月

本人　文蔵　指印
當郷中村一類　万蔵　指印
作出村　栄蔵　指印

和十殿

右本文之通、文蔵奉公之儀者、致存候、以上

小頭　新右衛門　㊞

とある。つまり、給金六両で一カ年間奉公する契約で、三両一分と米一俵を前借りし、もし病気で休んだり、途中で逃走るようなことがあったときには、代人を差出すか、日雇相場の金額をもって弁償することを本人とその親類二人が約束したことになっている。

文久元年（一八六一）頃といえば、開国後で物価の変動が激しかったが、金一両は銀七〇匁、米一俵（三斗二升余）が銀三七匁五分ぐらいであったから、金六両は米三・六石にあたる。

また、前掲と同じ家に奉公した例で

○上佐賀下郷上渕村卯助

子ノ十二月十三日ゟ向丑十二月十三日迄荒使子御奉公仕り恩銀五両ニ〆約定……（略）

天保十二年（一八四一）　子十二月

○柳川領西濱武村伸次郎

酉十二月十三日ゟ戌十二月十三日迄恩銀五両弐歩弐朱割合ニ〆月ニ廿五日詰切ニ〆御手前様江荒使子御奉公ニ差出、右身代金慥と請取申候……（略）

嘉永二年（一八四九）　酉十二月

○川副下郷鹿江村弥平太倅末吉

當酉十二月ゟ向未十二月迄丸十ヶ年　恩銀三両三歩　年限之内向寅迄之処ハ仕着せニ〆御手前様江荒使子御奉公ニ差出右之内正金壱両當十二月ニ慥ニ請取申候残金之儀ハ向弐ヶ年ニ被相渡…（略）

嘉永二年　酉十二月

○柳川領中新田村善六

戌十二月十三日ゟ亥十二月十六日迄恩銀四両弐歩…（略）

嘉永三年　戌十二月

○与賀下郷大野村友次郎

辰十二月廿一日ゟ向巳十二月十三日迄、月ゝ十五日詰切ニ〆恩金三両壱朱…（略）

安政三年（一八五六年）　辰十二月

○柳川領蒲地村勇助

未十二月ゟ申十二月十三日迄、月廿五日詰切ニ〆恩金五両壱歩弐朱銀弐匁…（略）

安政六年（一八五九）　未十二月

○与賀下郷作土井村嘉蔵

當未八月ゟ向十二月十三日迄恩金年ニ五両三歩弐朱割合ニ而相定其御元様へ御奉公差出右恩金弐両銀六匁慥ニ請取…（略）

（安政六年カ）　未八月

といった証文が残っていて、いろいろな契約の仕方があったことがわかる。とくに注目されるのは、他領である柳川から奉公人がきていることである。

佐賀藩では、藩政初期から

一、男女に依らず、他方へ人を売り候事、

一、他領の者と縁辺を組幷養子仕候事、

附（つけたり）、他領之者を下人ニ抱置候事、

一、領中之百姓・町人男女に依らず、他領へ質ニ置候事(12)、

は法度として、藩内外の人の出入りを禁じていた。また、

一、百姓、或走者案内を遂げず他方ニ奉公ニ罷出、又ハ賃取ニ参候儀、堅停止ニ申付候、自然相背者これあるに於ては妻子籠(こう)舎申付、五人組ゟ格護仕まつるべく候…（略）(13)

として、藩領国内の鎖国政策をとってきた。しかし、享保の飢饉以後、元文二年（一七三七）の旱魃、宝暦十二年（一七六二）の旱魃と風水害、明和二年（一七六五）風水害、同六年風水害、同八年旱魃・病虫害と災害もあって農村の疲弊が進み、安永二年（一七七三）には

…諸郷零落ニ及ビ、倒レ百姓等コレアリ、弥増、不作田多ク、其上、荒子・日傭ノ者寡(すくな)ク、拠ナク高恩ヲトラスユヘ、百姓共作徳ナク、就中(なかんずく)、去暮ハ荒子身売ノ者寡ク、至極難渋ニ及ブノ由…(14)

として、農業労働力の不足、とくに身売奉公人の不足から、これまでの厳しい禁制を破って旅日傭（領外からの出稼労働者）の雇入れを認可した。また、労働力不足から荒れる田畠が増加する傾向にあったため、再開発を奨励し、余田を切米取りの下級武士にわけて耕作させるなどした。

天明六年三月、再び旅日傭が認可されたが、そのときの様子は

…諸郷、近年荒使子寡(すくな)ク、百姓難儀ニ及び耕作方存分の仕事相成らず、就中、去暮に至り無人に相成、諸郷ともに相抱えざるもの多々これあり、其中召抱候者は過分の恩扶相増候はで相叶はず、地行近年高恩の上、右の通にては百姓共甚(はなはだ)難儀ニ及び候条、旅日傭雇入の儀、滞在を以、差免度旨、役筋より申達候。一躰容易ならざる儀にて候得共、反的耕作方差支え……（中略）、願出においては当年一順差免候儀、伺の通仰付らる(15)。

とある。領内の労働力不足から例外的に期間を限って、他領からの出稼ぎ労働者を認可したわけだが、前掲（丸

目村の年季奉公契約）の史料からみると、嘉永二、三年、安政六年と幕末頃には、禁制も緩やかになっていたのかもしれない。

ところで、天明年間の相つぐ天災で佐賀藩領では毎年二〇万石前後の減収であったが、さらに寛政四年（一七九二）の蝗害と大風、寛政十一年の旱魃、文化元年（一八〇四）風水害、文化五年の大風と高潮、特に文政十一年（一八二八）には五月下旬の洪水のあと八月には二度にわたり台風に見舞われた。いわゆる「子年(ねどし)の大風」であるが、八月九日の大風と高潮の損害は、石高で三一万石、潰れた家三万五三六四軒、半潰二万一五〇七軒、流失家屋一五一二軒、怪我人一万一三七三人、溺死者二〇六六人、横死者七九〇一人に及び(16)、とくに有明海沿岸は高潮による被害が大きく、東与賀では大野土井石垣（潮止堤防）はずたずたに破壊された(17)。

このような農業災害が繰り返される度に土地や家を失って没落する百姓が増加した。「子年の大風」のあとも、天保元年（一八三〇）から四年にかけての凶作、天保七年の洪水や天候不順による凶作があり、手作地農民の没落はいっそう増大した。

農業災害による農村の疲弊と、一方では貨幣経済の浸透や年貢・夫米の過重負担などによって借財に苦しむ百姓は土地を担保に融資をうけ、あるいは土地を売却して下作人（小作人）となった。

本百姓の没落を防ぎ、農民の直接支配によって幕藩体制を維持せんとし、一地一作人の原則を守る意味からの田畠永代売買の禁止は有名無実化してしまった。土地の売買は、「上納筋返弁のため」すなわち、土地を売却しその代金によって年貢未進分に充当するという口実によって、実際には年季売（質入れ）もしくは永代売が行われた。

土地を手離した百姓は日傭となって賃金を得て生活するか、または売却した土地をそのまま耕作して土地の所有者に加地子（小作）米を納めて生活する下作人となるかのいずれかである。また、労賃の高騰などで労働力の確保が困難になると地主の手作り地農業は経営困難となり、さらに経営規模が大きくなると、むしろ請作（小作）契約をして下作させて一定の加地子米を取り立てるほうが安全な経営となる。

こうして享保の大飢饉から天保七年の凶作後頃までの農民層の分解過程の中で、商人などによる土地集積が行われ、いわゆる寄生地主制が成立していった。近郷では川副下郷早津江津の在地商人で、「善（かねぜん）」の家号で知られた井手・弥富両家による土地集積が有名である。その一端を示す史料として『御蔵入与賀下郷丸目村田畠永代売渡沽券状覚』[18]

壱本松篭　合　田数拾四町八反八畝廿壱歩
　　地米百三石壱斗弐升
相応搦　田数八町壱反弐畝拾弐歩
高太郎村入地　合
相応搦　地米三拾八石九斗四升

弐口合　田数弐拾三町壱畝三歩
　　地米百四拾弐石六升

右田畠永代売渡代正金弐百五拾両

天保八年　売主　伊勢右衛門
酉十月　（ほか三十五名）

井手友右衛門宛

をあげておくが、なお、井手・弥富両家による土地集積については小宮睦之氏の「佐賀藩川副下郷における商人地主の台頭について」[19]に詳しい。

井手・弥富両家の共同経営による小作地（舫（もやい）加地子地）は明治七年の調査[20]によると、総計で百二十三町三畝十歩半にも及び、そのうち東与賀町域は十一町四反一畝九歩である。

天保十三年（一八四二）十二月、十代藩主鍋島直正は蔵入地を対象に相対借銀の返済と加地子米支払の猶予令を出した。これは、武士・百姓などが金融業者から借銀したものを無利子で十五カ年賦で返済するようにすること、加地子米の納入を十カ年を限って免除されるという内容である。加地子米の免除によって疲弊した農村の下作人の土地離れを防止し、ひいては物成（年貢）の確保による藩財政の再建を意図したものと考えられる。

加地子猶予令は嘉永五年（一八五二）にさらに十

表10　弥富・井手舫（もやい）加地子地

（旧藩加地子仕組田畑持主書上帳）

所在地		加地子反別	内年季中反別
		町 反 畝 歩	町 反 畝 歩
大詫間村		37・　2・3・半	6・8・2・4・半
福富村		3・　8・17・半	
早津江村		12・8・7・25・半	
犬井道村・田中村		4・9・4・2・	
小々森村道免		9・5・1・13・半	6・8・3・24・半
〃	広江	8・6・9・20・	3・9・2・8・
東与賀	下古賀村平八搦	5・2・26・	5・4・2・10・
東与賀	飯盛村大野分	5・4・2・10・半	5・4・6・2・
東与賀	田中村住吉分	5・4・6・2・半	6・1・4・1・
西与賀	高大郎村元相応分	6・1・4・1・	5・4・6・4・半
西与賀	丸目分	13・4・5・27・	
芦ヶ里村三丁分		2・6・4・13・半	
白石六角郷八丁分		3・5・4・12・	
有田郷　内野村大石塔		3・7・	
伊万里郷町裏町　新田分		1・7・9・17・	
神埼郡黒津村		4・1・9・19・	
計		123町　3畝10歩半	

カ年間延長された。その後さらに文久元年（一八六一）には全蔵入地に「上支配・分給令」が出された。これは加地子地を藩が管理し（上支配）それを地主・小作人に分給する、いわゆる「佐賀藩の均田制度」といわれるもので、商人など町や津に住む地主からは土地を没収し、在郷の地主には四分の一ほどの土地を与え、残り四分の三を小作人に加地子米なしで耕作させた。この施策によって寄生地主制は痛手をうけ、商人らによる土地集積は抑えられることになった。しかし幕藩体制が崩壊し明治期の地租改正事業に際しては「加地子地処分」問題で紛糾することになる。

注

(1) 多久家文書、坊所鍋島家文書など
(2) 多久家文書、『佐賀県史料集成』
(3) 『佐賀藩の総合研究』　七九四～七九六頁
(4)(5) 「代官定」（『鳥ノ子帳』）
(6) 「明和九年蔵方頭人へ相渡候書付」
(7) 「明暦三年蔵入物成目録」
(8) 『佐賀県史』中巻　一二六頁
(9) 『川副町史』
(10) 『凶年記』
(11) 城島家文書（佐賀市史編纂室収集）
(12) 「法度」（『鳥ノ子帳』）
(13) 「郷内定」（『鳥ノ子帳』）
(14)(15) 『春国院様御年譜地取』

(16) 『直正公傳』第一編
(17) 『疎導要書』
(18) 城島家文書（前掲）
(19) 『九州文化史研究紀要』第二十四号
(20) 『旧藩加地子仕組田畑持主書上帳』（佐賀県立図書館所蔵「明治行政資料」）

3 村の様子

藩政期の村のありさまを知る手がかりの一つ（ひと）として、天明年間（一七八一～八八）に佐賀藩で作製した村絵図がある。現在佐賀県立図書館に保管されているもので東与賀町域のは大野・実久・中飯盛・下飯盛の四村しかないが、いずれも縮尺一部一間、六〇〇分の一にあたる大きなもので彩色手書の見事な絵地図である。道路や堀割り、田畠、屋敷のほか家屋は屋根の線画きだが一戸ずつ克明に描かれ、寺社名や小さな祠（ほこら）、堤塘の松並まで記るされている。

天明六年（一七八六）『与賀下郷実久村』は285×157㌢の大きさで、天明三年の『郷村帳』に実久村の枝村として記載されている上町、島ノ内、鍛冶屋と船津の範囲が描かれている。絵図でみると実久・鍛冶屋は堀をめぐらした環濠集落を呈している。村の東部に郷蔵があり、その南北、東側には一本榎一角～六角の地番が、西側は一本杉～五本杉（各一角～六または七角まで）がつけられている。

現在の実久にあたる地域には、民家が二八戸、寺院は現存する円通寺と龍水院のほかに威徳寺が龍水院の南東の方角にあたる位置にあり、現在の金比羅社はなく、円通寺と堀をへだてて北東の位置に荒人神として祠がある

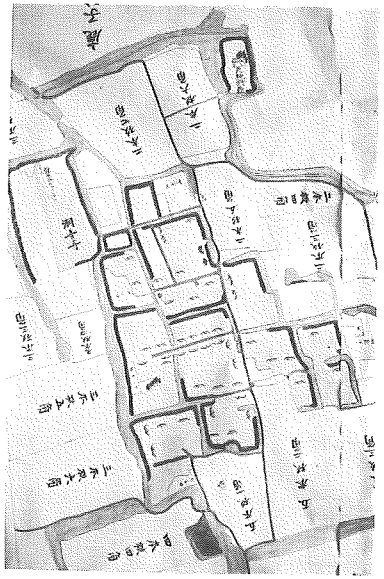

鍛冶屋・天明６年　実久村絵図（模写）の一部

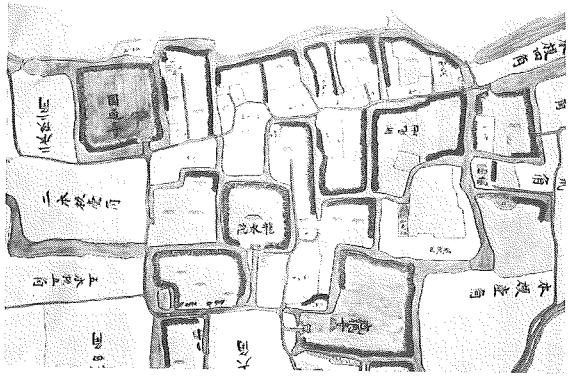

実久村・天明６年　実久村絵図（模写）の一部

（現在円通寺の境内には金比羅社と寛文一三＝一六七三年の銘のある庚申塔がある）。伝説によれば金比羅宮が氏神社として建立されたのは一七〇〇年頃といい、その時記念樹として植えたのが現存するモチの大樹木であるとされている。

鍛冶屋の地域には、民家が四五戸、最北端に天神社、西北に潮音寺がみえる。（潮音寺は幕末頃に廃寺となったといわれているが、曹洞宗慶闇寺の末寺で、天明七年から高伝寺末寺となった。なお『北肥戦誌』に隆信の軍勢が実久村の潮音寺に陣して軍評をしたとある。）

水田を隔てた南部の島ノ内、上町の位置に妙福寺と若宮社（八幡宮）と民家一〇戸余があり、つづいて東の八

田江に面した船津には人家が密集し、一〇〇戸余を数える。津名は絵図に記されていないが、郷村帳に出てくる鹿子船津が現在の船津北で、与賀船津が船津南にあたるとみられる。船津北から上町へ至る道路北に八幡宮が記されている。現在、この八幡宮境内には元禄七年（一六九四）の銘が刻まれた天照皇太神宮石祠がある。鹿子船津の対岸は川副下郷の舟津、西舟津になる。八田江に面して渡場が描かれ「御蔵床」も記され、年貢米などの舟積みが行われていた場所をしのばせる。

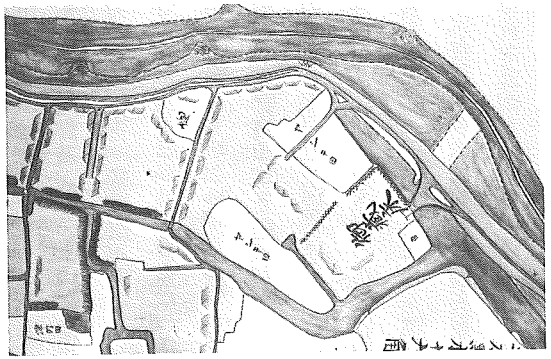

鹿子船津・天明６年　実久村絵図（模写）の一部

八田江沿いの絵図の南端は、現川副町佐房の対岸にあたるが、そこに道祖神と民家一三戸が描かれ、郷村帳にある「実久新津」が、あるいは此処かと思われるが、現在は津の跡をしのばせるものもなく、村人に尋ねても「実久新津」の位置を伝え知る人もいない。なお、この絵図の地割名に一ヵ所「籠（こもり）」の文字が記されていたのが、「実久新津」の北の堤防下で「石佐屋籠」と書かれていた。「籠」は「搦」よりも古い人為的干拓地名だといわれ、川副町域には小々森～犬井道を結ぶ線より北にみられるが、東与賀町域ではほかに見当たらない。

『与賀下郷中飯盛村』（天明七年丁未正月取立）絵図には、民家三八戸と北部に天神と毘沙門、中央西端に悟真寺、南西隅に法陽寺の名がみえる。

『与賀下郷下飯盛村』（天明六年）絵図には、民家四七戸、村の北端に

開田庵、中央北寄りに桃林寺と福寿庵、その西南に堀に囲まれた郷蔵、その南隣に浄正寺、中央南よりに長寿庵、竜田寺、地蔵院がみえる（現在は開田庵、竜田寺、地蔵院のほかは廃寺となっている）。神社らしきものは描かれていないが竜田寺と桃林寺の中間に大神宮、その北東に庚申塚と経塚がみえ、ほかに矢房（養父社のことか）観音、山神などが記入されている。村内田、寺内ヤシキ、ヤシキ田といった村中（なか）の田地にたいして、村を囲む堀外の田は一本松、二本松何角という地番がある。

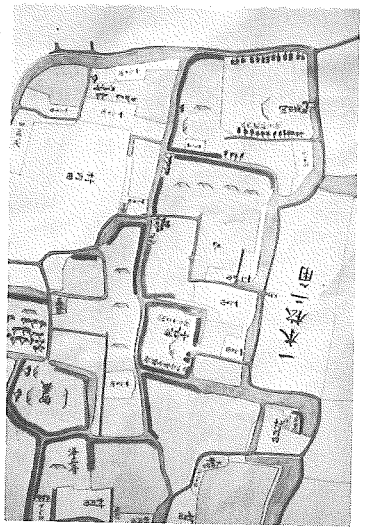

下飯盛村・天明6年
下飯盛村絵図（模写）の一部

『与賀下郷大野村』（天明六年）絵図にはかつての潮留土井に立地した街村式集落を示す家並が、二本の道路のそれぞれ両端に八五戸描かれている。道路と平行な堀割が村の中央と南・北両側にあり、村の東と西端をたてに流れる堀に連なっている。村の中央に郷倉、その東南の位置に天神と観音を合祀した所があり、また、北西の隈には沖社と書かれている。土井外にあたる村の南側の田は外新田とあり、また、地番名には三本柳四角など柳の字がついている。

『疎導要書』にみる「正徳年中（一七一一～一五）」の大風大潮で決壊した大野土井石垣の一部が残っているはずであるが絵図には記入されていない。

大野・住吉・作土井（作出）以南松土井の間（約二二〇余町歩）は藩政初期頃に造成された干拓地で、松土井

外以南が藩政以降における本格的な干拓地であるとみられる(1)。土井外東部には鱗搦式に築造された二～三町もしくはそれ以下の小搦が二十余カ所、西部には松土井の外線に利右衛門・直十・権左衛門・伊勢右衛門などの小搦がある。

藩が直接に干拓事業に乗り出したのは、初代の勝茂時代からあとは八代藩主治茂のときで、六府方(2)の一つに搦方を置いて新田開発をすすめた。六府方の開発した搦は六府方搦と呼ばれ、川副下郷、白石秀郷、田中郷、伊万里郷、有田郷、七浦郷で開発された。また、十代藩主直正のとき、六府方に倣って新地方（しんちかた）を設けて川副、白石両地方に搦築立てを行わせた。

与賀下郷では、最後の藩主直大のとき大搦（西大搦）七〇余町歩が藩営事業として開発されているが、ほかは民営によるものではないかと考えられる。前記松土井外の小搦の多くは人名を附した名称が多い。

民営による搦築立は、商人資本によるものと、一般には百姓が搦造成の仲間を組織し、そのリーダーが舫頭（もやいがしら）と呼ばれ一般の百姓が搦子として共同作業によって行われた。そうして造成された搦には、舫頭の名をつけたり、完成の年の年号をつけたものが多い。

なお、当町域の干拓については、他の章の「干拓平野の展開」のなかで詳述されているので省略する。

新しい干拓地（搦）には、塩分が土中からなくなるまでは米作は適さ

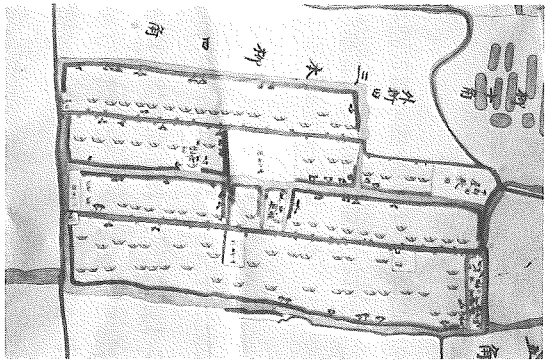

大野村・天明6年　大野村絵図（模写）の一部

ないため棉が栽培された。商品作物としても有利になってきていた棉作も藩の制限によって本田畠での栽培は禁じられていた。しかし搦の新地では認められ白石・川副郷の木綿は有名であった(3)。

また、土井(堤防)には櫨が植えられた。木蠟をとる櫨は藩の専売品でもあって収入がよく、嘉瀬川の堤防には藩の里山方の手によって植え付けられていた。商人や豪農も櫨の植え付けや買入れを行ったし、干拓地では搦子たちが植えたものもあった。早津江川筋の寅ノ新搦、申ノ新搦の本土居が、文久三年（一八六三）七月三日の大風による高汐で洗われて崩れたとき

…搦子共櫨立これあり候ニ付、土居よわり候ニ付、已来植立取除候儀…

と悶着が起きている。また、川副下郷の犬井道では弘化二年（一八四五）に築いた汐土居に櫨植付けの許可願を舫頭、頭百姓たちが村役を通じて御新地方の役所に提出、御新地汐土井の外側に櫨を植えることを許可された(4)。藩の方針としては

一、小物成方存ニ而、所〻ニ櫨植立置、田畠木露障ニ相成、百姓共迷惑に及び候場所これ有之由候条、立会見分之上、差支候所は、急度伐除べく候、就中近年汐土井・川筋へ大分之櫨木植立、本田之障ニ相成儀多……

と、つまり櫨を植える所が多くなって、本田畠に差障りがないかよく吟味して、差支える所は伐除くように指示している。商品作物よりも年貢確保が第一で本田畠の耕作を最優先としていることがわかる。

万延元年（一八六〇）『諸郷両御新地田嶋石入帳　御新地方』に

与賀郷御新地　田方石入

壱段ニ付六斗五升代

一、下古賀村喜右衛門搦土居副

右同　六斗代

一、永徳搦西堅土居外平　一、千右衛門搦　一、郡右衛門搦　一、壱番搦　一、弐番搦

以下四斗代まであり、また

嶋方石入

壱段ニ付三斗代

一、今町前井樋木屋跡　一、喜平次搦……

右同　弐斗代

一、鹿ノ子船津渡リ場所

とあり、同史料の川副地方の新地は田方石入が八斗代からあるのに比べると低い。これは地味の肥瘠にも多少よるだろうが、当地の搦が一体に川副地方のそれに比して遅れていることから租米賦課率が低くなっていると考えられる(5)。

与賀下郷の作物については、おおかた川副地方と同じだと考えれば、「川副下郷諸目安」から、米、夏大豆、秋大豆、大麦、小麦、唐豆、辛子（なたね）、木綿があげられる。

稲作については、早中晩に分けて栽培することが行われていた。これは「凡一町作る百姓は早稲は取実少く一～二反、遅稲は鹿鳥の防ぎ、春蒔の障有ゆえ二～三反、中稲は前後の仕舞よく、天災も遁るる事有ゆえ五～六反作る也」という理由からである(6)。そして佐賀平野では早稲、中手を含めて早田と称して五月中旬に田植えし、晩

田を六月下旬に植えていた。晩田は収穫期も遅くなるので裏作の麦蒔には、稲小積を残して麦蒔き作業を急ぐ必要があった。

米には白米と赤米があった。赤米は大唐米、占城米とも言い、また一般にはトボシ・トウボシ（唐干）とも称され、反当収量は白米に劣るが、新地や栽培条件の悪い田に栽培された。旱魃や病害などに抵抗性があり、端境期の自給用に早刈りもでき、明治期頃まで栽培されたという。年貢米としても赤米をある程度まで取納する建前であった。前掲「川副郷諸目安」では、赤米の割合が二六％である。

「蔵入方付而之書付(7)」のなかに

一、諸切米・加米・扶持並組迦切米之儀、赤方ハ九月、白方は十一月ニ相渡べく候。左候而物成〆目安之上、残米これあるに於ては、赤白共向後年内皆渡ニ申付候、……（以下略）

とあり、切米支給にも九月には赤米を渡していることがわかる。

赤米は痩田にも耐えたが、一般に、農作には肥料が用いられた。クリークの泥土や人糞尿、草木灰などのほか金肥としては油粕・干鰯（ほしか）が使用された。干鰯は唐津・平戸・天草方面から買入れた。

稲作にとってなによりも必要な用水は、クリーク（堀）に頼った。「降れば大水、照れば旱ばつ」といわれてきたように、人々は水に悩まされてきた。クリークからの揚水は、初期は〝かっぽう〟と呼ばれる桶に二本の長い紐をつけたもので両方から二人がかりではずみをつけて水を汲みあげた。十八世紀末頃から（安永三年＝一七七四(8)）踏み車が使用され始め、能率的になったがそれでも炎暑の中での揚水作業は重労働であった。

東与賀地域の用水は、多布施川から天祐寺川分水掛（がかり）と大覚寺井樋掛の二つがあるが、旱魃には下（しも）の方の村では

水争いもしばしばあったという。また雨乞（ごい）いの行事として〝沖之島参り〟をはじめ神仏への祈願が行われた。沖の島参りには庄屋が代官所に願い出て藩の許可を得なければならなかった。明和六年（一七六九）九月五日「請役所日用部分書抜録(9)」に

一、本庄郷、上佐嘉上郷村〻先頃ゟ之旱続ニ而中手晩田共相病候間、雨乞として沖ノ嶋参之願相懸度……
一、与賀下郷村〻ゟ右同断付而、雨請の為沖之嶋参之儀右同断

とあるのがみえる。また寛政六年（一七九四）十月廿六日『治茂公御年譜』には

与賀郷田中村作水不順ニ付新堀堀立仰付ラル

とあり、用水堀の開鑿工事が行われたことがわかる。

農民統制と村の生活　幕府や諸藩は、農民を直接個々にではなく村単位に支配した。近世初期の村は水利や山野の共同利用、「結（ゆい）」という農作業の協力関係を通して共同体としての自治的な結合を強めていたので、大名たちはこれを巧みに利用し、支配の単位として組織し、年貢納入や治安維持の村連帯制度をつくりだした。村役人に命じて五人組帳を作成させ、相互扶助や監察・防火などの五人組制を強化し、また宗門人別帳などの調製を通して村内の封建的秩序の維持をはかった。そしてこれら帳面の前書には、貢納をはじめ結婚・養子などの縁組み、土地売買、防犯、その他禁止事項や注意を箇条書にして、これを毎年正月や三月などの村の定例の寄合（よりあい）のとき村役人が村民に読みきかせるようにした。領主側はこれによって農民の生活万端を規制したのである。なおまた、村内で人目につきやすい場所に高札（制札）をかかげ、徒党の禁止、邪教の禁止、放火の厳罰、博奕の禁止などを箇条書にして禁制の徹底をはかった。

佐賀藩では、明暦元年（一六五五）七月五日に「領中人改様申渡条々」を出しているがその中の『人改ニ付而之掟』には

一、他領之者と縁辺を組、養子仕候儀、堅ク法度ニ申付候、尤他領之者を下人ニ抱置候儀も同然たるべき事、
付り、……（略）

一、領中之者案内を遂げず他方へ参候儀堅法度ニ申付候、但、他方へ罷越候ハて叶ざる儀これ有て、申届候時之定
一　給人は、自身乞筈之上、大物頭奥点合之事、（直臣の武士は自分で願書をかいて大物頭の承認を得る）……（略）
一　本蔵入小物成所百姓之儀は、五人組ゟ庄屋迄申届、庄屋乞筈之上、代官奥点合之事（百姓は五人組より庄屋へ申届け、庄屋が願書に証明をした上で代官の承諾をうける）　（以下略）

などの詳細な掟を設け、毎年稠敷申触れさせ、下々之者へは其筋々々の役人から懇に申聞かせて守らせるように命じている。

明和九年（一七七二）から開始された藩政改革に際して出された『治茂公御改正御書付』は、「…鳥子帳之旨を考、旧格ニ立帰、家中上下・百姓・町人ニ至迄、律儀質素の風を守り…」と、鍋島勝茂の『鳥ノ子帳』を基準としながらも、郷村の疲弊が放置できない段階にあるところから、夫役、貫物の改正や普請についての規定などが綿密化された。

藩では自給自足を原則とする封鎖的な農村経済を維持するために、農村における商業活動を制限してきたが、貨幣経済の浸透にともなって近世中期以降はいくぶん緩みがちであった。そこで天明六年（一七八六）には、

百姓は農業を専一に心がけ質素を守らなければならないのに、風俗を華美にし、荒使子なども高賃銀を要求し、

平日の飲食も贅沢になり、耕作に専念せず、また身安き渡世を好むところから遊民・商人が多くなり百姓を振興させようとする主意に反する(10)

として、さらに、

此節猶又御吟味の上、往還筋宿々、其外左の場所は商売を許可するが、右の外は是迄商売免許をもっていた者は早々に商売を止め耕作に取付くように、

と、商業活動を抑制している。商売免許の場所は、長崎街道に沿った主要な宿場町筋、城下町とその周辺、主要港町、そのほか支藩庁所在町および大配分と称される上級家臣の知行地内の中心町であった。しかし、それから約五〇年後に、鍋島直正は天保の改革にあたって、農商分離を励行させるために『市中郷村取締令』（天保五年＝一八三四）を出し、さらに弘化三年（一八四六）には『郷村御取締達帳』によって領民の日常生活に及ぶこまかな規制を行い、質素倹約を命じている。その中には

一、踊・狂言・浄瑠理または角力・花火等一切禁止する
一、家作、出家、被官については役筋へ届出て、差図がないうちにしてはならない
一、上着・下着とも木綿のほかは一切用いてはならない
一、塗下駄、雪駄、絹緒物や皮緒物は禁止、

など、このほか冠婚葬祭の膳にいたるまで規制をしている。

このような厳しい規制の下での生活であっても、村人たちは祭礼の酒盛りや、盆おどりなどを楽しむこともあった。村祭りの番帳は宮座の仲間に引継がれ、今日もなお当番の家の座敷の長押に竹で挟まれ伝えられている。当

町大字田中字新村の天満宮の祭り番帳には、

規　約　（昭和三十五年十月二十日）

一、面田（免）ノ耕作ハ水田ヨリ始メ裏作迄トス

二、耕作者ハ入庫米価格拾俵（四等）分ヲ差出ス事。若シ拾俵以内ノ災害ノ場合仲間ニテ此ヲ処分ス

但シ、労賃肥料代等諸費ハ仲間ニテ支払フ事、

三、祭ハ右ノ範囲内ニテ前年・本年・来年ノ三者ニ一任スル

四、耕作ニ対スル特別費用ハ仲間掛トス

五、土地所有者ニ対スル税金ハ耕作者ノ支払フ事

六、祭ノ勘定ハ年度末之ヲ行フ

七、土地所有者ニ権利金トシテ各千圓宛支払フ

（仲間）　天満宮人名簿

一、壱番ゟ拾番迄文政二己卯十一月廿五日祭リ其以前詳ラス

一、壱番　（氏名）……拾番……（略）

一、拾壱より拾五番迄明治五壬申年十一月十五日加入

一、拾一番　～　十五番　（氏名）（略）

右之通祭講免田年々祭礼ニ付相作候事

但シ、文政二己卯年ヨリ明治廿三庚寅年迄正（精進）神祭リナレトモ、改正ニテ明治廿四年十一月十五日ゟ以後魚祭リニ相成候事

明治廿四辛卯十一月十六日改書ス

表記仲間相互間ノ規約書

第一条　資水田弐反余歩使用ノ件

右ノ水田ヲ以テ毎年一回内神祭ノ費用ニ表記ノ巡番ニ各自作トス

第二条　以外ノ費用ハ各員ノ自辨トス

右規約ス　大正十五年十一月四日

と記載されている。文政二年（一八一九）以前から行われた祭礼が、藩政期は一〇人の廻り持ちだったのが明治五年から一五人となり、祭田（免田）の耕作規約など成文化され今日に伝えられている様子がよくわかる。

信仰と村人の社交が結びつき、親しい仲間の娯楽をかねた庚申講・観音講・英彦山講（権現講）などの講が組織され、このほか三夜待などの日待・月待の行事もあった。

浮立も各村で行っていたといわれ、浮立の鐘や太鼓が残っている村もある。（詳細は民俗の項にゆずる。）

村祭りには宮相撲や村芝居などで賑わうこともあった。牛津の商家に伝わる『野田家日記』には、各地各所で催された社寺の祭祀や芝居、狂言、すもうなどの興行記事が数多く載せられている。

藩では、質素倹約を奨励する意味からも興行的な娯楽については規制していた。明和九年（一七七二）「蔵入方付而之書付」の中に、

一　踊幷浮立其外能・舞・操（あやつり）之類、前ゝゟ之停止ニ候、尤神事祭礼ニ付ていたし来候処は、主水・玄蕃墨付を以、差免候様鳥子帳御書載置かれ候、恒例之所たり共、是迄之通、蔵方頭人これを承り、尚又相調（ととの）子、請役所申達差免べく候、致

来と候而も随分手軽仕候様申付べく候事、

として、簡素にするようにといっている。また、同年「郷村貫物之儀ニ付、蔵方頭人之相渡候書付」の中には、

一　雨請(あまごい)浮立仕候節、佐嘉郡中ハ一郷ニ銀百五拾目充、其外ハ銀百目充蔵入ゟ相渡候得共、右は大庄屋存候而、酒食等之賄用遣捨ニ相成、浮立ニ付而之諸入具ハ、百姓銘〻ゟ心遣、又は貫物仕候由相聞候、少分ニ而も酒食之用ニ遣捨候と申儀、其以不届之致方候、向後其通仕らず、相渡候銀を以、随分始末を考、質素ニいたし、不足候ハヽ、代官之申達差免候上……（略）

と、雨請いの浮立の場合は蔵入（藩財政）より費用を補助するのでその範囲内で行うように、酒食の賄いに貫銭(ぬきせん)などはいけない、不足分の貫銭をするときは代官へ申出て請役所に届出て許可を得てせよといっている。

観光や慰安旅行を兼ねた寺社参詣も楽しみの一つで、そのための伊勢講や権現講もさかんであったが、これについても、藩では天明三年（一七八三）五月[11]、

一、神仏ニ信心之者、他国之寺社え参詣ハ差置、御国之寺社え参詣仕るべく候事
　但、是迄他方之寺社え立願等相懸(かけ)置、成就として参詣仕らず候ハで相叶候ても、壱ヶ年ニ一村ゟ弐人之外、他参仕間敷事、

右他方参詣之儀……参詣仕度(つかまつりたき)志之者ハ、伊勢町、田手宿間大神宮へ仕るべく候……（略）

と、他国への参詣を制限し、領内の神社で間に合わせて節約せよと諭している。

農村での商業活動が制約されたことについては前に述べたが、天保十一年（一八四〇）郷内で売ることを認められたものは、

農具、塩、油、明松(あかりまつ)、附木(つけぎ)、燈心、目籠、しょうけ類、糀(こうじ)、木綿車、打綿、あめ、から芋、海老(えび)、はくら、いわし類、飴、おこし、味噌、醤油

となっていた。なお、弘化三年（一八四六）「郷村御取締達」には、本津・本宿で売買を認めた菓子としては

一、阿免(あめ)　一、おこし　一、米麦落雁(らくがん)　一、目鏡菓子　一、黒砂糖せんべい　一、逸口香

右の外白砂糖入上製の菓子は売ってはならぬ

ときめられていた。津は鹿子船津と与賀船津、それに今町があったが、当地域の商業や漁業の有様は史料がなくて不明である。

藩では領民の生活を厳しく統制し、百姓は百姓らしく身分相応のつつましい生活をして年貢完納に支障なく、封建的な身分秩序が維持されることを願った。郷村の荒廃は幕藩体制そのものの根底をゆるがすことになるので、生活困窮者に対する施薬や赤子養育米の制度などの社会福祉的な施策も実施されたが、あくまでも恩恵的なもので、結局は五人組の相互扶助に任されていたようである。

また、忠・孝や勤勉はこれを美徳として褒賞を与え奨励した。明和九年の「郡方付而之書附」や「代官勤方付而之書附」の中に

一　孝養を尽候者は沙汰に及ばず、傍輩ニも宜敷交り篤実ニこれあり、家業に出精を致す者は相撰(えらび)、帳面ニ控置相達べく候事

と定めて、後日金銭を褒美に与えて表彰している。『嘉永以降　善民録[12]』に

播磨足軽　与賀下郷大野村　碇　要助　　女房

要助弟　善助　子徳次郎
女房　同卯次郎
娘けさ　右同　勝次郎
右同　長次郎　女房
女房　同子　保次郎
娘とよ　母親

右ハ書載之通、同居耕作方出精、睦敷相暮何連茂母親江孝養を尽、惣而数人之子供互取分無く相育、且又御上納筋年々自由に抽尖皆納、別而実儀正路之者共候段達上、十ヶ年間毎歳、年青銅二貫文拝領させられ候

嘉永七年（一八四八）

というのがあったが、四世帯一五人の家族が母親に孝養をつくし、なかよく暮らし、年貢も完納し、誠実であるので、一〇年間毎年銅銭二貫文を与えるというのである。当時の米に換算すると二貫文は米二斗ぐらいにしかならない。物価高の幕末の農村のくらしは、自給自足的な部分が多かったからこそ、なんとか食っていけたのであろう。

注 (1)『佐賀県干拓史』坤巻　六五〜六六頁
(2) 里御山方、御山方、溜方、大河内御陶器方、御牧方の五つの役所を統合して名づけられたもの（佐賀県史中巻　二五七頁）
(3)『佐賀県干拓史』坤巻　二三二頁
(4)『川副町史』　一八五頁
(5)『佐賀県干拓史』坤巻　七六頁
(6)『佐賀県農業史』　六八頁
(7)『明和九年治茂公御改正書付』
(8)『野田家日記』
(9)『重茂公御年譜』
(10)『泰国院様御年譜地取』
(11)『教諭書付』
(12) 佐賀県立図書館所蔵「鍋島文庫」

近代

一　明治前・中期

(一)　明治維新と佐賀藩

1　大政奉還と戊辰戦争

慶応三年（一八六七）十月十四日、一五代将軍徳川慶喜は、土佐藩の後藤、山内豊信らの勧告を容れて朝廷に政権返上を奏請し、朝廷はこれを受諾した。将軍慶喜が自ら大政を奉還したのは、薩長などの討幕派の機勢を制し、新政権成立後も指導権を確保するためには、土佐藩の説く公議政体論を有利と考えたからであった。

この大政奉還は、後藤象二郎と坂本龍馬とがはかって、前藩主山内豊信（容堂）から将軍慶喜に建白を提出させたのであったが、実はその前に、佐賀の前藩主鍋島直正が大隈に「……速に江戸に赴き、原市之進等を紹介として将軍に謁見し、大政返上の決心を促す手段をなすべし(1)」と命じたのは、同年の四月ごろだったという。佐賀